1. 匿名化の対象となる調査を選定する基準を早急に作成する。

統計委員会のもとでワーキンググループを作り、速やかに各省庁に共通の指針の作成に取り掛かるべき。調査ごとに調査の特性の違いから匿名性確保の具体的な基準は異なる可能性が高いので、指針に基づいて調査ごとに個別の判断を下す必要性が出てくるだろう。

匿名性確保に向けての具体的な基準については、日本でも統計学研究者・経済学研究者がすでに手がけており、諸外国の研究ならびにデータ提供の実態も参考にする。なお、この際に重要なのは提供される匿名データを用いた政策分析・学術研究が有効に行われることである。この目的を達成するため、日本ならびに諸外国の大規模ミクロデータを用いて国際査読誌に発表している研究者など、利用者として実績のある研究者をメンバーに含めてユーザーの観点を十分に反映することが不可欠である。

すでに学会から具体的な調査名を挙げて匿名化データの作成方法について提案がされているケースもある。このような提案について、責任を持って対応することが必要である。各省庁共通の窓口を作り、匿名化データ作成への要望ならびにその具体的作業の方法に関する提案を受け取り、匿名データの提供に関する可能性の検討などを提案者からの意見聴取を行いながら責任を持って行う体制が必要である。この対応には前述のワーキンググループが専門的な見地からあたるのが望ましいだろう。各要望の取り扱いに関してはその経過を統計委員会で報告する。

- 2. 匿名データの提供に当たり、新たな人員配置など予算化が必要であるならば、それらを明確に報告してもらう。先に提出された審査期間が実働と考えると、追加的な人日は目的外利用を含めたところで極めて僅少と思われる。
- 3. 匿名データの公開による回収率の低下を危惧する傾向があるが、その根拠はなにか。調査された結果が広く学術研究や政策論議に用いられることを通じて、国民の統計調査への重要性の認識は高まるのではないか。
- 4. 調査項目の複雑化などを考えると、コンピュータベースの調査への移行は不可欠だろうと思われる。